

○宅地建物取引業法

平成十九年一月一日以降有効な旧規定

改正法令 覧

・宅地建物取引業法の一部を改正する法律(平成二八・六・三
法五六・本則(平成二九・六・二までに施行)

(営業保証金の選付)

第七案① 宅地建物取引業者と宅地建物取引業に関し取引をし
た者は、その取引により生じた債権に関し、宅地建物取引業者
が供託した営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利
を有する。

② (略)

媒介契約

第四案の二①—⑦ (略)

新⑧ (改正により追加)

⑧ 専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、依頼者に対
し、当該専任媒介契約に係る業務の処理状況を二週間に一回以
上、依頼者が当該宅地建物取引業者が探索した相手方以外の者
と売買又は交換の契約を締結することができない旨の特約を含
む専任媒介契約にあつては、一週間に一回以上、報告しなけれ
ばならない。(改正後の⑨)
⑨ 第三項から第六項まで及び前項の規定に反する特約は、無効
とする。(改正後の⑩)

重要事項の説明等

第三五案① (住書略)

十一—(略)

十一 支払金又は預り金(宅地建物取引業者の相手方等からそ
の取引の対象となる宅地又は建物に關し受領する代金、交換
差金、借買その他の金銭、第四十一条第一項又は第四十一条
の二第一項の規定により保全の措置が講ぜられている手付金
等を除く。)であつて国土交通省・内閣府令で定めるものを
いう。以下同じ。(受領しようとする場合において、第六十
四条の三第二項の規定による保証の措置その他国土交通省
令・内閣府令で定める保全措置を講ずるかとか、及びその
措置を講ずる場合におけるその措置の概要

十二—十四 (略)

②—⑤ (略)

⑥⑦ (改正により追加)

(供託所等に関する説明)

第三五案の二 宅地建物取引業者は、宅地建物取引業者の相手方

等に対して、当該売買、交換又は賃借の契約が成立するまでの
間に、当該宅地建物取引業者が第六十四条の二第二項の規定に
より指定を受けた一般社団法人の社員でないときは第一号に掲
げる事項について、当該宅地建物取引業者が同条同項の規定に
より指定を受けた一般社団法人の社員であるときは、第六十四
条の八第一項の規定により国土交通大臣の指定する弁済業務開
始日前においては第一号及び第二号に掲げる事項について、当
該弁済業務開始日以後においては第二号に掲げる事項について
説明をするようにしなければならない。

一・二 (略)

(業務に関する禁止事項)

第四七案 (住書略)

一 宅地若しくは建物の売買、交換若しくは賃借の契約の締結
について勧誘をするに際し、又はその契約の申込みの撤回若
しくは解除若しくは宅地建物取引業に関する取引により生じ
た債権の行使を妨げるため、次のいずれかに該当する事項に
ついて故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為
イ—ニ (略)

二 (略)

三 手付けについて貸付けその他信用の供与することにより
契約の締結を誘引する行為

第七五案の二 (改正により追加)

第七五案の二・第七五案の三 (略 改正後の第七五案の三・第七五
案の四)

第八三案① (住書略)

一・二 (略)

三 第四十五条文又は第七十五条の二の規定に違反した者

三の二—七 (略)